

令和3年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年4月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時45分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	2番 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主査 横田 八重子
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は7番、8番にお願いします。

日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より議案1番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9番

23日に現地を確認してきました。〇〇〇-〇は既にネギ苗が植わっていた。〇〇〇-〇は整地された状態でした。〇〇〇-〇は鉄骨製の物置が1つとプレハブが2つありました。その脇には2つの山がありまして、1つは草や土が置いてあり、もう1つは木材・パレット・コンテナ・鉄管パイプが置いてある状態でした。〇〇〇-〇には牧草が放置され、〇〇〇-〇は盛土されている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、〇〇〇〇〇〇の農業者で認定農業者の認定を受けております。〇〇〇では約〇〇〇〇㎡の農地を譲渡人である母が所有し、家族経営で譲渡人・譲受人・譲受人の妻で露地野菜を中心に栽培している農家であります。農業従事日数につきましては、年間〇〇〇日であります。

農機具等はトラクター〇台、管理機具としてハンマーナイフ、ユンボ等運搬機を〇台所持しています。

申請地の農地までは、都内から高速道路を使用して片道約〇〇分とのことです。

作付計画につきましては、里芋、白菜、大根等を計画しているとのことあります。

〇〇〇-〇の申請地について、農業をするのに必要な農業用施設が建っております。農業用施設の届出が出ているのかを確認したところ未提出でした。また、〇〇〇-〇は農業振興地域の農用地地域であるため、除外の手続きが必要となります。現在は農地法の違反状態です。

後追いになりますが、譲受人には農業振興地域の農用地地域から外す除外の手続きを行うこと、また、農業用施設の届出の手続きを行うことを条件とすることで許可できる方向で審議をお願いします。

議 長

只今、9番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

譲受人は耕作を行う予定なのか。

事 務 局

申請地は利用権設定がされているが、先月で切れている。

委 員

更新を考えているのか。

事 務 局

更新する予定である。今回は全ての面積を利用権設定している訳ではない

	ため、申請に至っています。
委員	更新するのであれば、利用権設定される予定の土地まで、譲渡する必要がないように感じるが、相続対策等によるものなのか。
事務局	事業継承が目的であると考えている。
委員	木材及びパレット等が山のようになっており、捨ててあるように見えるのは問題がないのか。
事務局	申請者に対して、現状を伝えた上、指導します。
委員	農地に置いてあるものが不法投棄ではないとする理由と、農地に必要な資材だけを置くようにすることを明確にした方がよいのではないか。
事務局	改善するよう申請者に伝えます。
議長	以上で質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
	日程第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
	日程第3 議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。それでは、事務局より議案1番の朗読をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。
2番	先日、現地を確認してきました。申請地は高萩東交差点国道407号バイパスの東側にあり、茶が以前に植えたまま放置されている場所があり、それ以外の場所は草が生えていました。
議長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	譲受人は、〇〇市内に個人事業者として塗装業営んでいる事業者です。現在自宅敷地内を利用し資材置場として使用していましたが、事業用車両や資材により手狭となり、自宅に近い〇〇、〇〇〇を中心に新たな資材置場を探していたところ、申請地の所有者より承諾が得られました。申請地は譲受人の自宅から約〇.〇km、車で〇分程のところであり、管理が容易であることと足場に使う単管パイプ等の資材及び事業用車両を置くのに十分なスペースがあり、国道407バイパス沿い面しており、交通の利便性も考慮し、申請に至った理由であります。
	申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われま
議長	す。
	只今、2番委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたら
委員	お願いします。
議長	ありません。
	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第
委員	5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
	異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

事 務 局
議 長
11 番

事務局より議案 2 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 11 番、申請地の状況について説明をお願いします。

24 日に推進委員と現地を確認をしてきました。申請地は、県道川越日高線の日高市総合福祉センター前の信号を南に〇〇m程度進んだ所で二手に道が分かれており、どちらを進んでも行くことが可能であり、〇〇〇m程の緩い傾斜を登って行った先の民家手前の農地でした。20cm程の草が生えていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。

譲受人は現在、〇〇〇〇市内の借家にて家族〇人で生活をしてしていますが、生活スペースが手狭となってきたことで、住宅を建築する計画をしました。

住宅を建築する場所については、妻の希望で生まれ育った〇〇市に住み、子供の面倒を親に見てもらいたい、また、将来的に両親の面倒を見られるよう実家に近接した場所がいいとのことから、妻の両親に相談し、父親が所有する当該申請地を選定したとのことです。

申請地の農地区分は 1 種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長

す。只今、11 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第 4 議案第 16 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第 4 議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

事務局より議案 1 番の朗読をお願いします。

事 務 局
議 長
12 番

〈議案朗読〉

本件担当の 12 番、申請地の状況について説明をお願いします。

昨日、現地を確認をしてきました。丈の短い草が生えていましたが、耕運機を使用することで、すぐに畑として利用可能になると判断できます。判断日当たりも風通しも良い場所でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

借受人は市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は〇〇日、主に、露地野菜などを栽培する農業者で、有機農業で経営しております。申請地は、現在利用権設定している隣であります。農地を集積して経営拡大を目的としています。

議長

只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

日程第5 専決処分の報告について

日程第5 専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員

7件目について、このような田が残っていたとのもので良いのか。

事務局

開発行為に該当しないように接道を確保した結果、このような田が残ったものと判断しています。

委員

5件目について、ごみ集積所が2箇所あるが、理由と確保する面積は決まっているのか。

事務局

今回の届出地は、全体で8区画の計画となっており、4区画に1箇所のごみ集積所を設置する計画となっています。面積については、開発行為に該当した際の基準に合わせて設けているものと考えられます。

委員

通常であれば、ごみ集積所を2箇所とするのではなく、1箇所とするべき案件と思われるが、これも基準があるのか。

事務局

開発行為に該当した場合の基準はあるが、今回のような従前地を分筆して、新たに仮換地を設定するような開発行為に該当しない場合においては、ごみ集積所の基準はないと考えられます。

委員

6件目について、すでに住宅が建築されているので地目変更がされてなかったので届出があったと考えてよいのか。

事務局

その通りです。

議長

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。